

第12次岡山県交通安全計画案（概要）

1 計画の位置付け等

（1）位置付け

交通安全対策基本法第25条の規定により、岡山県交通安全対策会議が、国の交通安全基本計画に基づき策定する都道府県交通安全計画であり、県内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となるもの

（2）期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

（3）計画の進め方

毎年度「岡山県交通安全実施計画」を策定し、具体的、計画的に推進

2 基本理念

- （1）交通事故のない安全で安心な岡山県を目指して
- （2）人優先の交通安全思想
- （3）少子化・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

3 計画の内容

（1）道路交通の安全

ア 目標（令和12年までに）

死者数、重傷者数ゼロを目指していくとの考えの下、本県の実情や国の目標等を考慮し、計画期間中の目標を次のとおり設定

- 交通事故死者数（24時間死者数） 40人以下／年
- 交通事故重傷者数 360人以下／年

イ 重視すべき視点

- ・子どもの安全確保のための環境整備
- ・外国人の交通安全対策の推進
- ・生活道路における歩行者等の安全確保 等

ウ 主な施策

（ア）道路交通環境の整備

- ・交通安全施設等の整備事業の推進（戦略的維持管理等）【拡充】

（イ）交通安全思想の普及徹底

- ・横断歩行者の安全確保（運転者に対する高齢歩行者の行動特性の注意喚起等）【拡充】
- ・自転車の安全利用の推進（ヘルメット着用をはじめとした交通ルール・マナーの広報啓発等）【拡充】

- ・自動車の安全運転の推進（妨害運転の防止、「ながらスマホ」対策等）

【新規】

(ウ) 安全運転の確保

- ・外国人運転者対策の強化（交通安全教育の充実等）【新規】
- ・運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶（悪質事業者に対する監査体制の充実等）【拡充】

(エ) 道路交通秩序の維持

- ・自転車利用者に対する交通指導取締りの推進（事故抑止に資する取締り等）【拡充】
- ・特定小型原動機付自転車等の利用者に対する交通指導取締りの強化（悪質・危険な違反行為の取締り等）【新規】

(2) 鉄道交通の安全

ア 目標

- ・乗客の死者数ゼロの継続
- ・運転事故全体の死者数の減少

イ 主な施策

- ・鉄道交通環境の整備
- ・鉄道交通の安全に関する知識の普及 等

(3) 踏切道における交通の安全

ア 目標

踏切事故削減の推進

イ 主な施策

- ・踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- ・踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施 等

<参考>県内の交通事故状況

区分・年	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
人身事故件数	4,683	4,348	5,161	4,869	4,681
負傷者数	5,239	4,855	5,816	5,489	5,383
うち重傷者数	567	512	658	597	584
死者数	57	74	49	60	41
うち高齢者	35	44	29	37	23
構成率(%)	61.4	59.5	59.2	61.7	56.1